

令和 8 年度第 1 回浜松市情報公開・個人情報保護委員会

会 議 録

1. 日 時 令和 8 年 7 月 16 日（木）午前 1 0 時から午前 1 0 時 3 0 分まで

2. 場 所 浜松市役所 本館 8 階 第 4 委員会室

3. 出 席 者

委員

杉田 智樹委員、原田 伸一朗委員、中村 千ひろ委員、柄澤 正彦委員、野中 正子委員、
羽田野 真帆委員、中村 規子委員、松山 正寛委員、吉枝 道生委員

事務局

木下 裕文課長、伊藤 章課長補佐、岸本 真典主幹、河合 一輝主任、牧 信二

4. 欠 席 者

浜井 卓男委員

5. 傍 聴 人

なし

6. 議 題

浜松市の情報公開（令和 7 年度情報公開制度運用状況報告書）

7. 会議録作成者

牧 信二

8. 記録の方法

会議記録：発言者の要点記録（録音の有無：無）

9. 会 議 記 録

1 開会

事務局（木下）

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、令和8年度第1回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます、文書行政課長の木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議は、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針第6条により、原則、公開となっております。

申し出があった場合は、傍聴を許可いたしますことを御了承ください。

続きまして、委員の変更がございましたので、御紹介させていただきます。中村 規子委員でございます。古谷 幸美委員から辞職する旨、届け出があり後任として浜松市民生委員児童委員協議会から推薦をいただきました。

（中村委員挨拶）

事務局（木下）

本日の会議でございますが、委員総数10人のうち、出席委員は9人です。半数を超えており、会議が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、ここからは議事に移りますので、司会の進行を情報公開・個人情報保護委員会委員長にお願いをしたいと存じますので、杉田委員長よろしくをお願いします。

杉田委員長

ここからの進行は、私が議事を進めさせていただきます。

2 報告事項

・浜松市の情報公開（令和7年度情報公開制度運用状況報告書）

杉田委員長

報告事項の（1）、「浜松市の情報公開について」です。
この件につきまして、事務局は説明をしてください。

事務局（岸本）

事務局でございます。報告事項に入る前に、新規委員の方もいらっしゃるのですが、ごく簡単にではありますが、当委員会の所掌事務に触れさせていただいてから、運用状況報告の説明をさせていただきます。

（資料に基づき説明）

事務局（岸本）

それでは、引き続き運用状況報告をいたします。
（資料に基づき説明）

杉田委員長

事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、何か御質問はございますか。

柄澤委員

DV 被害者から住民票請求されていないかチェックしている方もいると言いましたが、実際誤って交付されてしまうことはありますか。

事務局（岸本）

現在のところ、当課にそういった事例があったと報告はありません。住民票の交付のルールとして防止措置が取られていると認識しています。

吉枝委員 約 700 件が法人・業者からの請求については、情報公開の制度にそぐわないものなのか、現状のままで構わないものなののでしょうか。また、現行制度から別の制度に移行していくべきものなののでしょうか。

事務局（岸本） 入札結果が典型例だと思いますが、別の制度で公開していれば、情報公開で取得しなくても良いので、そういった情報提供制度が充実していく方がよいと思われます。

ただし、指名競争入札ですと、指名された業者にしか仕様書が提供されないため、そういったものは、情報公開請求により取得するしかないため、趣旨に沿っているといえると思います。

一般的には、純粋な個人の興味による請求の方が、本来の趣旨であるというイメージを持たれているのではないのでしょうか。

杉田委員長 原則は、市が持っている情報は出します。その中で個人のプライバシーにかかわる情報など、その情報をだすことにより、弊害があるようなものが例外として、出さなくてもよいという建付けになっている。どなたでもどんな理由であっても公開の請求はでき、基本は市が公開しないとイケません。

事務局（木下） 少し補足しますと、情報公開請求という過程を踏めば、仮に非公開となっても審査請求で不服を申し立てができますので、情報公開請求で公開を求める意味はあります。

中村委員 自分の情報を知るなどの個人が個人のために申請するということもできるのでしょうか。

事務局（岸本） 保有個人情報開示請求によりできます。

中村委員 個人が請求したものは具体的にどのようなものがありますか。

事務局（岸本） 例えば、土石流が発生した際に市はどのような指導をしていたのか、野球場の建設について、どのような過程で話し合いが進められているのかといったものが挙げられます。

杉田委員長 その他はよろしいのでしょうか。

それでは会議次第の「2 報告事項」については、終わりたいと思います。

3 その他

杉田委員長 それでは、次第の 3 「その他」に移ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

事務局（木下） （事務連絡）

4 閉会

杉田委員長

それでは、以上をもちまして、令和８年度第１回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。

10. 会議録署名人